

**政策目標5 - 1：内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善**

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

関税の機能の一つとして、国内産業保護機能がありますが、関税政策の企画立案に際しては、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者への影響を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

このような考え方に基づき、財務省では、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ、適切な関税率の設定及び特殊関税、特恵関税等の関税制度の改善とその適正な運営を図っており、各年度において所要の関税改正を行っています。なお、特殊関税については、平成17年度に報復関税及び相殺関税を発動したところであり、今後もその適切な運用に努めます。

また、各年度における関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、各府省庁から提出された関税改正要望を基に関係省庁と協議するとともに、学識経験者、産業界や消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会での調査、審議の結果を反映させています。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第165回国会 総理大臣所信表明演説

第166回国会 総理大臣施政方針演説

第164回、第166回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

平成19年度予算編成の基本方針（平成18年12月1日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）

知的財産推進計画2005（平成17年6月10日知的財産戦略本部決定）

知的財産推進計画2006（平成18年6月8日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

政策目標5 - 1においては、業績目標・施策は設定していません。

### 4. 平成18年度の事務運営の報告

（1）平成18年9月9日、「経済上の連携の強化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（以下「協定」という。）が署名されました。

本協定を実施するためには、関税暫定措置法について所要の改正が必要であったことから、関税・外国為替等審議会において改正事項について審議が行われ、同年9月13日に財務大臣に対して、協定の締結に対応した改正について答申が提出されました。本答申を踏まえ、関税暫定措置法の一部を改正する法律案の作成作業を行い、その後、閣議決定を経て、同年10月6日に臨時国会へ提出しました。同法案は同年12月1日に成立し、同月8日に公布されており、今後、フィリピンにおける国内手続の完了及び同改正法の実施のため

の政令の公布等を経て施行されることとなっています。

協定締結に伴う関税関係法令改正の具体的な内容は以下のとおりです。

#### 日・フィリピン二国間セーフガード制度

関税の撤廃・引下げによるフィリピン産品の輸入の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、フィリピン産品の関税率を引き上げること等ができることとするため、日・フィリピン二国間セーフガード制度に関する規定を整備しました。

#### 対フィリピン関税割当制度

一定の数量を限度として関税の撤廃・引下げをする品目（鶏肉・生鮮パイナップル等）については、当該数量の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするため、対フィリピン関税割当制度に関する規定を整備しました。

#### 上記に係るもの以外の政令事項

- イ 協定に基づく税率の適用に必要な原産地証明書の提出手続等に係る規定を整備することとなっています。
- ロ フィリピン（一般特恵受益国）に対して関税の撤廃・引下げをする品目について、一般特恵の適用対象外とするための措置を講ずることとなっています。

なお、EPA（経済連携協定）の締結に伴う二国間セーフガード制度及び関税割当制度については、平成19年度改正において、これまでに署名した協定及び今後署名される予定の協定全体を踏まえた上で、実施規定の整備を行っています。

(2) 関税率や関税制度の改正事務については、まず、関係省庁等を通じて提出される関税改正要望や関税に係る国際合意の実施について、平成18年9月から関係省庁等との間でその適否等について協議するとともに、税關における執行上の問題点等の検討を行いました。

また、それに並行して、関税・外国為替等審議会において平成19年度における関税率や関税制度の改正の方向性について審議が行われ、平成18年12月14日に財務大臣に対して、改正内容について答申が提出されました。本答申を踏まえ、関税定率法等の一部を改正する法律案の作成作業を行い、その後、閣議決定を経て、同法案を平成19年2月6日に通常国会へ提出しました。同法案は、同年3月29日に成立し、同月31日に公布され、更に同改正法の実施のための政令の公布等を経て、一部を除き同年4月1日から施行されています。

なお、税關を取り巻く社会・犯罪情勢の変化を踏まえ、罰則のあり方について検討するため、関税・外国為替等審議会関税分科会の企画部会の下に「犯則調査・罰則等のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、平成18年10月から3回にわたり議論を行いました。また、知的財産侵害物品等に係る水際取締りの充実及び強化について検討するため、平成16年に同企画部会の下に設置された「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」においても、平成18年9月から3回にわたり議論を行いました。同年12月14日には各ワーキンググループ座長取りまとめが関税分科会に報告され、これらの報告に含まれる関税改正を必要とする事項については、上記の答申に反映されました。

平成19年度関税改正の具体的な内容は、以下のとおりです。

国際競争力強化・利便性向上のための通関制度の改革等

- イ コンプライアンス(法令遵守)の優れた輸出入者等に対する特例措置の改善等を行いました。
- 國際郵便物に係る輸出入通關手續の見直し等を行いました。
- ハ E P A (経済連携協定)を実施するための規定の整備を行いました。

税關における水際取締りの強化

- イ 罰則水準の見直し等を行いました。
- 著作権及び著作隣接権を侵害する物品を輸出してはならない貨物に追加しました。

特惠関税の拡充

W T O香港閣僚宣言等を受けた L D C (後発開発途上国)に対する無税無枠措置の拡充(特恵対象品目の追加)を行いました。

暫定税率等の適用期限の延長等

- イ 暫定税率(約420品目)及びウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品の特別緊急関税等の適用期限を平成19年度末まで延長しました。
- 沖縄型特定免税店制度等の適用期限を平成23年度末まで延長しました。

上記に係るもの以外の政令事項

- イ 仏領ポリネシアについて国別特恵適用除外措置を適用することとしました。
- 產品の国際競争力等に着目した国別・品目別特恵適用除外措置を適用しました。
- ハ ベトナムのW T O加盟に伴い、不当廉売関税制度における正常価格についての特例を設けました。
- ニ 船陸交通の包括許可の際の許可期間等の整備を行いました。
- ホ 商標権侵害物品等に係る認定手續を簡素化しました。
- ヘ 輸入申告書の記載事項等としての原産地の意義を明確化しました。

(3) 特殊関税については、平成18年度において、平成17年度に発動した米国バード修正条項に対する報復関税の適用期限を延長しました。また、韓国及び台灣産ポリエステル短纖維に対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査を行いました。

(注)報復関税とは、W T O協定上の利益を守り、その目的を達成するために課する割増関税です。

**米国バード修正条項に対する報復関税**

平成16年11月、米国バード修正条項に対して対抗措置をとることについてW T Oの承認があったことから、同条項に対する対抗措置として、同国から輸入される玉軸受(ボーラベアリング)等15品目につき、平成17年9月1日に報復関税を発動しました。また、当該報復関税については、1年ごとに対象品目及び税率等について見直すこととしました。その後、平成18年2月8日に米国において、同条項を廃止する規定を含む法律が成立しましたが、当該法律では、平成19年10月1日より前に通關された貨物については引き続き同条項に基づく分配を行うこととされ、依然としてW T O協定違反の状態が継続

---

するため、平成18年9月1日に対抗措置を1年延長することとしました。

(注) バード修正条項(1930年関税法を修正する条項)は、アンチ・ダンピング税及び相殺関税により米国政府が得た収税を、ダンピング又は補助金による被害を申立てた国内企業等に対して分配する法律であり、平成15年1月にWTO協定違反が確定しています。なお、本件については、EU及びカナダが平成17年5月から、メキシコが同年8月からそれぞれ対抗措置を発動し、このうちEUとメキシコが平成18年に對抗措置を延長しました。

#### 韓国及び台湾産ポリエステル短纖維に対する不当廉売関税

韓国及び台湾産ポリエステル短纖維については、平成14年7月26日から平成19年6月30日までを課税期間として、不当廉売関税が課されているところですが、平成18年6月30日に本邦産業から財務大臣に対し、不当廉売関税の課税期間延長に係る申請書が提出されました。当該申請について、関係法令に照らして検討を行った結果、調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたため、同年8月31日から不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査を開始しました。

(注) 調査は、原則として1年内に終了することとされており、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、韓国及び台湾の企業並びに国内生産者の実態調査による客観的な証拠の収集を行います。

#### 【事務運営プロセスの改善に係る取組】

平成19年度関税改正にあたって、各府省庁の要望に係る検討をより効果的・効率的に行うため、あらかじめ提出される要望書において、一覧的・統一的に関税措置の必要性等に係る客観的情報、政策分析等の提示を求めるとともに、各府省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努め、その結果を適切に関税改正に反映するなど、効率的な事務運営に努めました。

#### 5. 平成17年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 関税改正に当たっては、関係省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映し、関税改正作業を行いました。

また、各府省庁の政策評価の関税改正への活用を図る観点から、各府省庁から提出される「関税改正要望書」において、措置の必要性等や措置によって実現される具体的な効果についての記載を求めるとともに、関税改正の検討の際には、ヒアリング過程においても追加資料の提出及び説明を求め、改正作業に活用しました。

(2) 特殊関税については、WTO協定等に定められた国際ルール及び関税定率法等の国内法に基づき、透明かつ公平、厳正に対処しました。

#### 6. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 平成18年の我が国の貿易動向

総合目標5 6.(5)(P112)参照。

参考・モニタリング指標 総5-1：輸出入額及び差引額（対GDP比を含む）の推移  
(P113に掲載)

(2) 輸出許可件数及び輸入許可・承認件数

年々増加する傾向で推移してきており、平成11年以降は、輸出入ともに1,000万件を超えています。

参考・モニタリング指標 5-1-1：輸出入許可・承認件数の推移 (単位：万件)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
輸出許可件数	1,136	1,234	1,354	1,413	1,474
輸入許可・承認件数	1,348	1,439	1,599	1,704	1,753

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸出許可件数には、積戻し(本邦に到着し、輸入許可を受けていない貨物を本邦から送り戻す)の件数を含む。

(注2) 輸入許可・承認件数には、蔵入承認(保税蔵置場に3か月を超えて外国貨物を置く場合の承認)、移入承認(保税工場に3か月を超えて外国貨物を置こうとする場合等の承認)、総保入承認(総合保税地域に3か月を超えて外国貨物を置こうとする場合等の承認)及び輸入許可前引取承認(輸入申告の後輸入許可前に貨物を引き取る場合の承認)を含む。

(3) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標5-6.(6)(P113)参照。

参考・モニタリング指標 総5-2：関税負担率の推移とその国際比較 (P114に掲載)

(4) 国定税率と協定税率

関税率には国内法に規定されている国定税率とWTO協定に規定されている税率（協定税率）があります。国定税率は更に関税定率法に基づく基本税率と関税暫定措置法に基づく暫定税率に区分されます（特恵関税については後述（5）参照）。暫定税率は基本税率に優先して適用されます。国定税率と協定税率の適用関係については、国定税率と協定税率のうち低い方の税率が適用されます。実行税目数は、こうした結果、実際に適用される実行税率の税目数です。

WTO協定上、上記の税率は、WTO全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用されます（最惠国待遇）が、その例外として、EPA（経済連携協定）を締結した相手国からの産品のみを対象とした税率の適用が認められています。EPAでは、最惠国待遇による実行税率より低い税率が規定されており、上記の国定税率及び協定税率に優先して、その税率が適用されます。なお、我が国がこれまで締結した発効済みのEPA相手国は、シンガポール（平成14年11月30日発効）、メキシコ（平成17年4月1日発効）及びマレーシア（平成18年7月13日発効）です。

参考・モニタリング指標 5-1- : 設定税目数及び実行税目数の推移 (単位: 税目数)

			平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
設定税目数	国定税率	基本税率	7,155	7,159	7,159	7,159	7,161
		暫定税率	437	433	437	436	431
		協定税率	7,550	7,550	7,550	7,550	7,550
実行税目数		7,269	7,283	7,284	7,284	7,281	

(出所) 関税局関税課調

(注) 関税定率法、関税暫定措置法及びWTO協定に基づき、それぞれ設定された基本税率、暫定税率、協定税率の税目数並びに実行税率の税目数。

#### (5) 特殊関税制度及び特恵関税制度

特殊関税制度は、国内産業が損害を受ける等、特殊な事情がある場合に通常の関税よりも高い税率の関税を課すことができる制度で、不当廉売された輸入貨物に対して課す「不当廉売関税（ダンピング防止税）」、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対して課す「相殺関税」、予期しなかった輸入の増加に対処するため、当該輸入増加品目に対して課す「緊急関税（セーフガード）」などがあります。

特恵関税制度は、開発途上国の経済発展を促進する観点から、開発途上国からの輸入品に対して通常より低い税率を適用する制度で、平成19年4月現在141か国14地域が特恵関税制度の対象となっています。後発開発途上国（LDC）に対しては一般的の特恵関税制度対象品目に加え、LDCのみを対象とする特恵対象品目を追加した上で、原則として全ての対象品目について無税・無枠（シーリング品目に対しても制限なし）の便益を供与しています。

参考・モニタリング指標 5-1- : 特恵関税を適用した輸入額 (単位: 億円)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
輸入額	15,748	17,499	18,987	20,989	22,659

(出所) 関税局関税課調

(注) 確定値による(平成18年度の1 - 3月分は確報値)

### 7. 今後の政策等に反映すべき事項

#### (1) 今後の方針

政策目標5-1 内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善

引き続き推進      見直し      廃止

#### (2) 企画立案への反映に向けた提言

関税率や関税制度の改正については、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関税改正要望について関係省庁等との協議を十分に尽くし、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映させるよう、適切に対応する必要があると考えます。

また、今後とも、政策評価の関税改正への活用を図る観点から、各府省庁や経済団体等からの要望を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、検討に当たっては、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行い、毎年度

の関税改正作業を行っていくことが必要であると考えます。

緊急關税、不当廉売關税等の特殊關稅制度については、今後ともWTO協定等の国際ルール及び国内法令に基づき、透明かつ公平、厳正に運営する必要があると考えます。

平成19年度実施計画において、新たに「業績目標5-1-1：適切な關稅改正の実施」及び「業績目標5-1-2：特殊關稅制度の適正な運用」の2つの業績目標を設定しました。特に、前者については、重点的に進める業績目標として設定しています。

### （3）平成20年度予算要求等への反映

最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ、適切な關稅率の設定及び特殊關稅、特惠關稅等の關稅制度の改善とその適正な運営を図り、所要の關稅改正を行うなど、關稅制度等の企画及び立案に必要な経費の確保に努めます。